随意契約理由

令和7年(2025年)2月 14日

契約担当課名	社会教育課・くらし支援課
発注担当課名	社会教育課・くらし支援課
契 約 名 称	若者支援総合相談窓口等事業委託業務
契 約 内 容	若者支援総合相談窓口等事業委託業務
契 約 締 結 日	令和7年2月14日
及び契約期間	令和7年2月14日から令和10年3月31日
契約の相手方	
(所在地•名称)	一般社団法人 キャリアブリッジ
契 約 金 額	53,649,180 円
随意契約理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当) 若者支援総合相談窓口等事業の目的は以下の2つである。①社会的 支援を要する若者にかかる相談に応じ、関係支援機関の紹介、情報提 供、助言、必要な支援のコーディネートを行い、支援につなくごとで若者 の自立を支援する②ひきこもり支援ステーション及び他の相談窓口におけるひきこもりに関する相談に対して、ひきこもり支援を推進するための体制 を構築し、ひきこもり状態にある本人や家族等を支援する。 多様で複合的な課題を有する若者やひきこもり当事者等の支援にあたっては、専門家による支援体制の構築、具体的な支援方法に関するノウハウや実績等が必要であることから、公募型プロポーザル方式により受 託候補者の選定を行い、優先交渉権者となった一般社団法人キャリアブリッジとの随意契約を行うものである。